

船舶インシデント調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年8月29日 14時20分ごろ
発生場所	北海道知床岬南南東方沖 羅臼灯台から真方位069° 10.7海里付近 (概位 北緯44° 06.0′ 東経145° 27.0′)
インシデントの概要	旅客船HAMANASUは、漂流中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 HAMANASU、19トン
船舶番号、船舶所有者等	202-6405 北海道、尾田建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客37人を乗せ、北海道羅臼町羅臼漁港を出港し、知床岬南南東方沖で鯨類を観察する目的で遊覧しながら、くじらが現れそうなところに到着した後、主機を停止し、くじらが発する音を拾うのに水中マイクを右舷側から海中に投入して漂流を開始した。</p> <p>船長は、その後、主機を始動しようとしたが、始動できなかったため、セルモータを点検して主機始動用のバッテリーを交換したものの始動ができず、主機の運転を断念し、運航できない旨を旅客に案内して付近を航行していた他社の旅客船にえい航を依頼した。</p> <p>本船は、えい航されて羅臼漁港に入港した後、機関整備業者が主機を開放して点検したところ、排気タービン過給機に接続された排気ベント管及び1～6番シリンダのシリンダライナ内に海水が入っていたことが認められた。</p> <p>主機は、過給機付4サイクル6シリンダ機関で、各シリンダには船尾側から順に番号が付されており、冷却海水が、船底弁から機付海水ポンプにより吸入加圧されて空気冷却器、清水冷却器及び潤滑油冷却器を順に冷却した後、右舷船側外板の中央付近から排出されていた。</p> <p>本船の排気管は、船尾外板上にある排気口の下端が喫水線の上方約20cmの位置にあり、約72cm立ち上がった後、伸縮継手によって</p>

	<p>排気ベント管に接続されていた。</p> <p>機関整備業者は、本インシデント後、主機の空気冷却器、清水冷却器及び潤滑油冷却器を点検し、それぞれに異常を認めなかった。</p>
分析	<p>本船は、知床岬南南東方沖で漂泊中、主機1～6番シリンダのシリンダライナ内に海水が溜まったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、知床岬南南東方沖で漂泊中、主機1～6番シリンダのシリンダライナ内に海水が溜まったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>